

2022年1月25日

お客さま各位

株式会社 栃木銀行

旧姓による預金口座取引の取扱いについて

当行では、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望の方に旧姓による口座開設の取扱いを行っております。

本件は、内閣府が関係各省と連携のもと取組みを進めている、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」に呼応するものです。

当行は今後も、社会・環境問題の解決に資するさまざまな取組みを展開し、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

敬具

記

1. 対象となるお取引

普通預金（総合口座を除く）、貯蓄預金、定期預金、積立式定期預金、定期積金、通知預金
対象とならないお取引は別添「旧姓による預金口座に関するご案内」をご覧ください。
なお、対象とならないお取引は変更となる場合がございます。

2. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。（本人確認書類の旧姓併記はお住いの市町村への申請が必要となります。）

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード*
- ・住民票（住民票の場合は別途本人確認資料が必要となります。）

3. 受付場所

当行本支店

※口座開設アプリによる旧姓利用の受付はできません。

<p>本件に関するお問い合わせ</p> <p>お近くの窓口へお問合せ下さい。</p> <p>（窓口営業）平日 9：00～15：00 （電話受付）平日 9：00～17：00</p> <p>※年末年始等、銀行休業日を除く</p>
--

以上

旧姓による預金口座に関するご案内

旧姓（旧氏）を使用して預金口座を利用するにあたり、下記の事項について、ご利用上の制限および必要なお手続きがございます。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

(1)	ご本人様の確認が必要な手続においては、使用している旧姓が併記された本人確認書類をご提示いただく必要があります。 本人確認書類の旧姓併記はお住いの市町村等への申請が必要となります。
(2)	旧姓使用口座において、ご利用いただけない商品・サービスがあります（注）。今後、当該取引の利用を希望される場合は、戸籍上の氏名への名義変更等、お手続きをしていただく必要があります。
(3)	戸籍上の氏名に変更があった場合（口座名義の変更が無い場合を含む）、当行にお届けいただく必要があります。
(4)	当行への住所の届出については、住所の末尾に「〇〇（現姓）様方」と記入していただくなど、郵便物がお手元に届くようにしていただく必要があります。

（注）旧姓を使用する場合にご利用いただけない商品・サービス

預金	総合口座、当座預金、マル優・マル特、教育資金贈与専用口座、結婚・子育て資金一括贈与専用口座 等
リスク商品	保険商品、投資信託、債券 等
融資	融資全般（ローン含む）
各種サービス	インターネットバンキング（でんさい含む）、クレジットカード 等

以上

（2022年1月25日現在）